

各 位

会 社 名 デ ジ タ ル グ リ ッ ド 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 豊 田 祐 介
(コード番号：350A 東証グロース市場)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 嶋 田 剛 久
TEL. 03-6256-0008 (代表)

**引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出株式数等
必要な事項の決定及び第三者割当による募集株式発行における募集株式数の変更のお知らせ**

2025 年 3 月 18 日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにつきましては、足許の株式市場における不安定な環境に鑑み、需給状況に応じて柔軟に対応するため、2025 年 4 月 9 日付の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

また、2025 年 3 月 18 日及び 2025 年 4 月 4 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行の内容に変更がございましたので、その変更内容を併せてお知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しにおける及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出株式数等必要な事項の決定の件

- (1) 売 出 価 格 及 び 売 出 株 式 の 数
- 売 出 価 格 は、公 募 に よ る 募 集 株 式 発 行 の 発 行 価 格 と 同 一 と し、仮条件を 4,400 円から 4,570 円と提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025 年 4 月 14 日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定するものとする。当該仮条件は変更される場合があり、その変更については代表取締役社長に一任する。
- 売 出 価 格 及 び 引 受 価 額 の 決 定 に つ い て は、引 受 人 の 買 取 引 受 に よ る 売 出 し に お け る 売 出 数 が、1,261,600 株以上かつ 1,892,400 株以下の範囲となることを要件とする。
- な お、上 記 条 件 が 変 更 さ れ る 場 合、そ の 変 更 に つ い て は 代 表 取 締 役 社 長 に 一 任 し、仮条件の下限 4,400 円に本募集における発行数と引受人の買取引受による売出しにおける売出数との合計数を乗じた額の 80%（6,431,040,000 円）以上かつ上限 4,570 円に本募集における発行数と引受人の買取引受による売出しにおける売出数との合計数を乗じた額の 120%（10,019,268,000 円）以下とする。
- ま た、上 記 条 件 に 関 連 し て、発 行 価 格 等 決 定 日 に 引 受 人 の 買 取 引 受 に よ る 売 出 し に お け る 売 出 数 が 変 更 さ れ る 場 合 に は、オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 数 の 上 限 を 226,700 株以上かつ 321,300 株以下の範囲とする。

2. 第三者割当による募集株式発行における募集株式数の変更の件
(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数
- 当 社 普 通 株 式 321,300 株

ご 注 意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

〔ご参考〕

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数	当社普通株式 250,000 株
売 出 株 式 数	① 引受人の買取引受による売出し分 当社普通株式 1,577,000 株 （発行価格等決定日において、1,261,600 株から 1,892,400 株の範囲で変更される可能性があります）
	② オーバーアロットメントによる売出し分(*) 当社普通株式 上限 274,000 株 （発行価格等決定日において、226,700 株から 321,300 株の範囲で変更される可能性があります）
2. 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 4 月 7 日（月曜日）から
2025 年 4 月 11 日（金曜日）まで
3. 発 行 価 格 等 決 定 日 2025 年 4 月 14 日（月曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況を勘案した上で決定します。）
4. 申 込 期 間 2025 年 4 月 15 日（火曜日）から
2025 年 4 月 18 日（金曜日）まで
5. 払 込 期 日 2025 年 4 月 21 日（月曜日）
6. 株 式 受 渡 期 日 2025 年 4 月 22 日（火曜日）
（上場（売買開始）日）
7. 仮 条 件 決 定 の 理 由 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、上記株数を上限として大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により増加、減少又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、2025 年 5 月 16 日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は 2025 年 3 月 18 日及び 2025 年 4 月 4 日開催並びに 2025 年 4 月 9 日付の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を 2025 年 5 月 21 日とする当社普通株式の上限 321,300 株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエアオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（株式受渡期日）から 2025 年 5 月 16 日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行わない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。